

鳥取県西部地震関連支援対策一覧

平成13年3月末までに行った対策

〔住宅関係〕

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容	備考
鳥取県西部地震被災者向け住宅復興補助金 (住宅環境課)	<p>補助対象の内容・下限の設定・本人負担額等事業の詳細な条件については市町村の定めたところによる。</p> <p>1 住宅関連 鳥取県西部地震において被害を受けた住宅に関して、自らの居住の用に供する一の建物の建設又は補修を行う者に対し、補助金を交付する。</p> <p>(1) 建設〈補助対象限度額〉300万円 〈負担割合〉県2/3 ※居住していた市町村内に建設する場合に限る。</p> <p>(2) 補修〈補助対象限度額〉150万円 〈補助率〉50万円未満の場合：県1/2 50万円以上の場合：県1/3</p> <p>(3) 液状化〈補助対象限度額〉150万円 〈補助率〉50万円以下の負担割合：県1/2 50万円超150万円以下の負担割合：県1/3</p> <p>〈補助対象範囲〉 液状化によるものの基礎の復旧（地盤補強、宅地の整地等を含む） ※(1)及び(3)又は(2)及び(3)の組み合わせで適用できる。</p> <p>2 石垣関連 崩落すると周囲の住宅等に被害を及ぼすおそれのある損壊した石垣・擁壁等を補修した者に対し補助金を交付する。 〈補助対象限度額〉150万円 〈補助率〉県1/3</p>	
鳥取県西部地震被災者向け復興住宅資金利子補給事業 (住宅環境課)	住宅金融公庫等の災害復興のための住宅融資を受ける者に対し、当初6年間、上限2.1%の利子補給を行う。	
鳥取県西部地震被災者向け災害復興住宅建設資金貸付事業 (住宅環境課)	<p>住宅金融公庫等の融資を受ける者に対し、上乗せ融資を行う。</p> <p>〈融資限度額〉 建設400万円（20年償還・据え置きなし） 補修200万円（10年償還・据え置きなし） 〈利率〉2.1%（当初6年間無利子）</p>	
鳥取県西部地震被災者向け民間賃貸住宅家賃負担軽減事業 (住宅環境課)	<p>被災者（り災証明書の「り災世帯の構成員」）が、民間賃貸住宅に入居した際に市町村が行った家賃補助に対し、補助金を交付する。</p> <p>〈事業主体〉市町村 〈補助対象経費〉市町村の家賃補助額 〈補助限度額〉3万円/戸・月 家賃の1/2 〈補助率〉県1/2</p>	

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容	備考								
鳥取県西部地震被災者向け 空き家活用型家賃負担軽減 事業 (住宅環境課)	<p>市町村が民間空家を借り上げて補修し、被災者に賃貸する経費について、補助金を交付する。</p> <p>〈事業主体〉市町村</p> <p>〈補助対象経費〉</p> <p>①市町村が民間空家を補修する経費</p> <p>②市町村が①の空家を借り上げた額と、被災者へ貸し付けた際の入居者負担額との差額</p> <p>〈補助限度額〉</p> <p>①の経費：50万円</p> <p>②の経費：1ヶ月あたり3万円</p> <p>〈補助率〉</p> <p>①及び②のいずれも県1/2</p>									
災害援護資金	<p>1 貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居が全壊または半壊した世帯 ・世帯主が1ヶ月以上の負傷をされた方等 <p>2 対象事業 住宅の改築、補修等</p> <p>3 貸付限度額</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>住居の全壊</td> <td style="text-align: right;">350万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td>家財の1/3以上の損害</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td>世帯主が1ヶ月以上の負傷</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> </table> <p>4 償還期間 10年以内(据置3年以内)</p> <p>5 利率 3%(当初6年間は無利子)</p> <p>※ 世帯人員により所得制限あり</p>	住居の全壊	350万円	住居の半壊	250万円	家財の1/3以上の損害	150万円	世帯主が1ヶ月以上の負傷	150万円	
住居の全壊	350万円									
住居の半壊	250万円									
家財の1/3以上の損害	150万円									
世帯主が1ヶ月以上の負傷	150万円									
生活福祉資金の中の災害援護資金 (福祉保健課)	<p>1 貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者世帯(所得が生活保護基準の概ね2倍以内 →例 単身200.4万円) ・障害者世帯(身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯) ・高齢者世帯(日常介護を要する65歳以上の者の属する世帯) <p>※ 上記の災害援護資金の貸付対象世帯を除く。</p> <p>2 対象事業 住宅の改築、補修</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>住居の全壊</td> <td style="text-align: right;">350万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td>住居の一部破損</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> </table> <p>3 事業主体 鳥取県社会福祉協議会</p>	住居の全壊	350万円	住居の半壊	250万円	住居の一部破損	150万円			
住居の全壊	350万円									
住居の半壊	250万円									
住居の一部破損	150万円									
母子寡婦福祉資金 (子育て支援課)	<p>1 貸付対象者 母子家庭の母、寡婦、40歳以上の配偶者のない女子</p> <p>2 貸付の対象</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>住宅の改築、補修等住宅資金</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> </tr> <tr> <td>転居費等転宅資金</td> <td style="text-align: right;">26万円</td> </tr> </table> <p>3 事業主体 鳥取県(各健康福祉センター)</p>	住宅の改築、補修等住宅資金	200万円	転居費等転宅資金	26万円					
住宅の改築、補修等住宅資金	200万円									
転居費等転宅資金	26万円									
優良木造住宅助成事業 (住宅課)	<p>県産材を利用した優良な木造住宅を建設(購入)する者に対して1戸あたり30万円を助成。</p>									

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容	備考
優良分譲住宅供給助成事業 (住宅課)	県住宅供給公社が供給する地域優良分譲住宅の購入者に対し、住宅金融公庫借入利率の1%を当初5年間利子補給する。	
県営住宅の家賃減免 (住宅課)	家賃の全額減免(1年間) 敷金の徴収猶予(1年間)	
被災家屋等解体支援事業 (循環型社会推進課)	被害を受けた市町村が生活環境保全上特に必要として実施する被災家屋等の解体に係る経費に助成。 補助率1/2	

〔生活・福祉・医療関係〕

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容	備考
被災地の高齢者等の生活支援 (長寿社会課)	被災されたひとり暮らし高齢者、障害者、母子家庭の母等で自宅の清掃、小修繕等が困難な場合、自宅での生活が可能となるよう支援する市町村に対し助成する。 負担割合：県1/2、市町村1/2 助成額：1世帯あたり10万円(特認20万円) ボランティアを活用して実施 1世帯あたり5万円(特認10万円)	
被災世帯への見舞金 (福祉保健課)	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対し見舞金を支給する。 支給額：1世帯あたり20,000円	
生活福祉資金 (福祉保健課)	1 貸付対象者 ・低所得者世帯(所得制限有り) ・障害者世帯・高齢者世帯 上記災害援護資金の貸付対象世帯を除く。 2 資金区分及び限度額 生活資金(月額10.3万円) 住宅資金(全壊：350万円、半壊250万円) 福祉資金(30万円)等 3 事業主体 鳥取県社会福祉協議会	
母子寡婦福祉資金 (子育て支援課)	1 貸付対象者 ・母子家庭の母・寡婦・40歳以上の配偶者のない女子 2 資金区分及び限度額 生活資金(月額10.3万円：母子家庭となって5年未満の者) 住宅資金(200万円) 転宅資金(26万円) 3 事業主体 鳥取県(各健康福祉センター)	

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容	備考
上記災害援護資金等利子補給 (福祉保健課) (子育て支援課)	災害援護資金、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金について、6年間(据置期間を含む)利子補給を行う。(通常3%→0%) 災害援護資金(県1/2、市町村1/2) 生活福祉資金、母子寡婦福祉資金(県10/10)	
社会福祉施設等災害復旧事業 (福祉保健課)	被災した社会福祉施設の原形復旧に要する経費に対する補助。 1 事業主体：市町村、社会福祉法人等の施設設置者 2 補助率：国1/2、県1/4 3 対象施設：社会福祉施設	
医師・保健婦による健康相談(健康対策課)	要請のあった町で、医師、保健婦による健康相談を実施。	
子どもの心の相談窓口設置 (子育て支援課)	地震により心のケアを必要とする児童に対して、児童相談所の心理判定員等が相談に応じる。 設置場所：西伯小学校 要請により家庭・学校・保育所等訪問。	
鳥取県西部地震心の健康相談事業 (体育保健課)	災害に起因すると考えられる児童の心身の変調について、臨床心理士等専門家が電話・訪問により相談を受ける。	
被災者生活再建支援金 (防災危機管理課)	住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊しやむなく解体した世帯に対して、生活必需品等の購入又は修理のための経費として支援金を支給。 <支給限度額> 37.5万円から100万円 ※世帯収入、世帯主の年齢等により支給額が異なります。	
「震災・心の健康ホットライン」 (健康対策課)	心のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対して、メンタルケア相談を実施。 1 実施期間 平成13年3月31日まで 2 相談時間 午前8時30分から午後5時まで 3 実施機関 米子保健所、米子保健所根雨支所	

〔商工業・サービス関係〕

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容	備考
震災対策商工業復興支援対策事業(経営商業課)		
平成12年鳥取県西部地震特別対策資金	被害を受けた企業を支援するための特別資金 限度額：復旧経費 5,000万円以内(特認1億円) 運転資金 2,000万円以内(特認5千万円) 貸付期間：10年以内(据置2年) 貸付利率：保証無0.64%、保証付0.54%当初6年間無利息 保証料率：0.4%当初6年間は0%	申込期限 平成13年 9月28日 まで

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容	備考																					
利子補助金	融資の実行の日から6年間、末端金利を無利息とするため、県と市が金融機関に対して補助を行う。 市部-県1/2市1/2、郡部-県10/10																						
信用保証料軽減補助金	融資の実行の日から6年間、信用保証料を0%とするため、県が鳥取県信用保証協会に対して補助を行う。																						
県制度融資の償還猶予措置 (経営商業課)	被災を受けた中小企業が平成12年10月6日以前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、償還猶予措置を実施する。 (措置内容) 1年以内の償還猶予及び1年以内の貸付期間延長	申込期限 平成13年 3月30日 まで																					
中小企業経営健全化資金 (経営商業課、商工団体)	一般的運転資金 (手形決済や商品仕入れに要する経費) 貸付限度額：一般 50,000千円 組合等 60,000千円 償還期間：7年 据置1年 担保保証人：金融機関が定める 末端利率：保証無2.43% 保証付2.05% 信用保証料：0.8%																						
中小企業設備資金 (経営商業課、商工団体)	一般的設備資金 (設備の更新修繕等に要する経費) 貸付限度額：経費の8/10以内で50,000千円特認あり 償還期間：12年 据置2年 担保保証人：金融機関が定める 末端利率：貸付期間 10年以内 保証無2.43% 保証付2.05% 10年超え 保証無2.70% 保証付2.31% 信用保証料：0.8%																						
小口無担保保証融資 (経営商業課、市町村、 商工団体)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般小口</th> <th>特別小口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>従業員20名 (商業サービス10名)以下</td> <td>従業員20名 (商業サービス5名)以下</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>15,000千円</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">設備7年 据置1年 運転5年 据置6月</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>担保不要</td> <td>担保保証人不要</td> </tr> <tr> <td>末端利率</td> <td colspan="2">1.82%</td> </tr> <tr> <td>信用保証料</td> <td colspan="2">0.6%</td> </tr> </tbody> </table>		一般小口	特別小口	対象者	従業員20名 (商業サービス10名)以下	従業員20名 (商業サービス5名)以下	貸付限度額	15,000千円	10,000千円	償還期間	設備7年 据置1年 運転5年 据置6月		担保・保証人	担保不要	担保保証人不要	末端利率	1.82%		信用保証料	0.6%		
	一般小口	特別小口																					
対象者	従業員20名 (商業サービス10名)以下	従業員20名 (商業サービス5名)以下																					
貸付限度額	15,000千円	10,000千円																					
償還期間	設備7年 据置1年 運転5年 据置6月																						
担保・保証人	担保不要	担保保証人不要																					
末端利率	1.82%																						
信用保証料	0.6%																						

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容		備考																								
同和地区中小企業特別融資 (経営商業課、市町村、 商工団体)		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般小口</th> <th>特別小口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>従業員20名 (商業サービス10名)以下</td> <td>従業員20名 (商業サービス5名)以下</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>15,000千円</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">設備7年 据置1年 運転6年 据置6月</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>担保不要</td> <td>担保保証人不要</td> </tr> <tr> <td>末端利率</td> <td colspan="2">1.82%</td> </tr> <tr> <td>信用保証料</td> <td colspan="2">0.6%</td> </tr> </tbody> </table>		一般小口	特別小口	対象者	従業員20名 (商業サービス10名)以下	従業員20名 (商業サービス5名)以下	貸付限度額	15,000千円	10,000千円	償還期間	設備7年 据置1年 運転6年 据置6月		担保・保証人	担保不要	担保保証人不要	末端利率	1.82%		信用保証料	0.6%					
	一般小口	特別小口																									
対象者	従業員20名 (商業サービス10名)以下	従業員20名 (商業サービス5名)以下																									
貸付限度額	15,000千円	10,000千円																									
償還期間	設備7年 据置1年 運転6年 据置6月																										
担保・保証人	担保不要	担保保証人不要																									
末端利率	1.82%																										
信用保証料	0.6%																										
小規模企業者等設備資金 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構)	<p>経営基盤の強化を図るための設備導入に資する経費を貸し付ける。</p> <p>貸付対象者 従業員20名(商業サービス5名)以下 特認あり</p> <p>貸付限度額:経費の1/2以内で 40,000千円</p> <p>償還期間:7年 据置6月</p> <p>担保保証人:担保要 保証人2名</p> <p>末端利率:0%</p>																										
小規模企業者等設備貸与 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構)	<p>経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリース</p> <p>貸付対象者 従業員20名(商業サービス5名)以下 特認あり</p> <p>貸付限度額:60,000千円</p> <p>割賦払期間:7年 据置6月 リースは3~7年</p> <p>担保保証人:保証人2名</p> <p>割賦利息:2.5%</p> <p>リース料:1.394~2.992%</p>																										
中小企業ハイテク設備貸与 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構)	<p>経営基盤の強化又は経営革新を図るための設備の割賦販売</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般枠</th> <th>リストラ枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>経営基盤の強化を図る企業</td> <td>経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>従業員21名~80名以下 (商業サービス5名~20名以下) 特認あり</td> <td>従業員300名以下</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと </td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>60,000千円</td> <td>80,000千円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">7年 据置6月</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">2名</td> </tr> <tr> <td>割賦利息</td> <td colspan="2">2.5%</td> </tr> </tbody> </table>			一般枠	リストラ枠	対象	経営基盤の強化を図る企業	経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業	貸付対象者	従業員21名~80名以下 (商業サービス5名~20名以下) 特認あり	従業員300名以下	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと 		貸付限度額	60,000千円	80,000千円	償還期間	7年 据置6月		保証人	2名		割賦利息	2.5%		
	一般枠	リストラ枠																									
対象	経営基盤の強化を図る企業	経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業																									
貸付対象者	従業員21名~80名以下 (商業サービス5名~20名以下) 特認あり	従業員300名以下																									
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと 																										
貸付限度額	60,000千円	80,000千円																									
償還期間	7年 据置6月																										
保証人	2名																										
割賦利息	2.5%																										

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容		備考																								
同和地区中小企業特別融資 (経営商業課、市町村、 商工団体)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般小口</th> <th>特別小口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員20名 (商業サービス10名)以下</td> <td>従業員20名 (商業サービス5名)以下</td> </tr> <tr> <td>15,000千円</td> <td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設備7年 据置1年 運転6年 据置6月</td> </tr> <tr> <td>担保不要</td> <td>担保保証人不要</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1.82%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">0.6%</td> </tr> </tbody> </table>	一般小口	特別小口	従業員20名 (商業サービス10名)以下	従業員20名 (商業サービス5名)以下	15,000千円	10,000千円	設備7年 据置1年 運転6年 据置6月		担保不要	担保保証人不要	1.82%		0.6%												
一般小口	特別小口																										
従業員20名 (商業サービス10名)以下	従業員20名 (商業サービス5名)以下																										
15,000千円	10,000千円																										
設備7年 据置1年 運転6年 据置6月																											
担保不要	担保保証人不要																										
1.82%																											
0.6%																											
小規模企業者等設備資金 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構)	<p>経営基盤の強化を図るための設備導入に資する経費を貸し付ける。</p> <p>貸付対象者 従業員20名(商業サービス5名)以下 特認あり</p> <p>貸付限度額:経費の1/2以内で 40,000千円</p> <p>償還期間:7年 据置6月</p> <p>担保保証人:担保要 保証人2名</p> <p>末端利率:0%</p>																										
小規模企業者等設備貸与 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構)	<p>経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリース</p> <p>貸付対象者 従業員20名(商業サービス5名)以下 特認あり</p> <p>貸付限度額:60,000千円</p> <p>割賦払期間:7年 据置6月 リースは3~7年</p> <p>担保保証人:保証人2名</p> <p>割賦利息:2.5%</p> <p>リース料:1.394~2.992%</p>																										
中小企業ハイテク設備貸与 (経営商業課、 (財)鳥取県産業振興機構)	<p>経営基盤の強化又は経営革新を図るための設備の割賦販売</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般枠</th> <th>リストラ枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>経営基盤の強化を図る企業</td> <td>経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>従業員21名~80名以下(商業サービス5名~20名以下) 特認あり</td> <td>従業員300名以下</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと </td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>60,000千円</td> <td>80,000千円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">7年 据置6月</td> </tr> <tr> <td>保証人</td> <td colspan="2">2名</td> </tr> <tr> <td>割賦利息</td> <td colspan="2">2.5%</td> </tr> </tbody> </table>			一般枠	リストラ枠	対象	経営基盤の強化を図る企業	経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業	貸付対象者	従業員21名~80名以下(商業サービス5名~20名以下) 特認あり	従業員300名以下	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと 		貸付限度額	60,000千円	80,000千円	償還期間	7年 据置6月		保証人	2名		割賦利息	2.5%		
	一般枠	リストラ枠																									
対象	経営基盤の強化を図る企業	経営革新支援法に基づく経営革新を図る企業																									
貸付対象者	従業員21名~80名以下(商業サービス5名~20名以下) 特認あり	従業員300名以下																									
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年の平均純益3,500万円以下 事業を1年以上営んでいるもの 発行済株式総数または出資額の3分の1以上を大企業が単独に所有していないこと 																										
貸付限度額	60,000千円	80,000千円																									
償還期間	7年 据置6月																										
保証人	2名																										
割賦利息	2.5%																										

〔農林水産業関係〕

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容	備考
鳥取県西部地震被害農業者 対策特別資金 (経営指導課)	借入後6年間に限り、金利負担と保証料負担が0%になる よう助成を行う。 利子補給：県1/2 市町村1/2 保証料補助：県10/10	
水産業復興支援緊急対策資 金 (水産課)	鳥取県西部地震により被災した漁業者、水産加工業者、漁 協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に対し利子補給を 行うとともに、信用保証料の負担がなくなるよう保証料を助 成する。	
果樹災害対策利子補給事業 (生産流通課)	果樹災害を受けた農家が翌年度の再生産を図るために農協 等から借り受けた資金に対し全農ととりが行う利子補給に 助成する。 事業主体：全農ととり 補助率：1/3	
林業改善資金 (被害森林整備資金) (林政課)	被害森林所有者等に対し、被害森林の整備に必要な資金を 無利子貸付	
大沢川被災家屋等復興特別 対策事業 (耕地課)	鳥取県西部地震により、大沢川暗渠埋設時に掘削した範囲 に基礎の全部又は一部のかかる家屋等で、被害を受けた者の 住居等の復興を図るために助成を行う。 補助率：(基礎) 県1/2 市1/2 (基礎以外の家屋) 県1/4 市1/4 (地盤改良) 県1/2 市1/2 ※ただし、住宅復興事業の補助対象を超える部分が対象	

〔その他〕

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容	備考
県税の減免 (税務課)	・不動産取得税、個人事業税の減免 申告等の書類の提出期限延長 徴収金の徴収猶予	
私立学校生徒授業料減免補 助金 (総務課)	非常災害により資産が著しく損なわれ、かつ、所得が一定 限度以内の方 ・全壊、半壊の被害 17,000円/人・月 上記以下の被害 8,500円/人・月	
私立学校災害復旧費補助事 業 (総務課)	被害を受けた私立学校を早期に復旧するために要する経費 を助成する ・復旧経費の1/2の助成 融資の借入金利息を今後6年間助成	

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容	備考
鳥取県専修学校等奨学資金 申込 (同和対策課)	県内の同和関係者の子等で、専修学校又は各種学校に進学後、経済的理由で修学が困難な者に対して奨学金を無利子で貸与する。 貸付限度額(月額)…49,000円 ※災害等に基づく経済的理由により年度中途において修学が困難となったときは、年度中途における奨学金の貸与の申請を受理。	
鳥取県専修学校等奨学資金 返還猶予 (同和対策課)	※災害その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるときは、奨学金の返還を猶予する。	
保育専門学院授業料減免 (子育て支援課)	非常災害により資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定限度以内の方 ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除	
県立歯科衛生専門学校授業料減免 (医務薬事課)	非常災害により資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定限度以内の方 ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除	
県立看護専門学校授業料減免 (医務薬事課)	非常災害により資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定限度以内の方 ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除	
県立高等学校授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免 (高等学校課、各県立高等学校)	(授業料) 非常災害により資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定限度以内の方 ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除 (入学料及び入学選抜手数料) 非常災害により資産が著しく損なわれた方 ・被害の程度を問わず全額	
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の給与 (高等学校課、各県立高等学校)	り災により経済的に就学が困難な方への教科書等の給与(1年以内にり災により住居に半壊・半焼以上の被害を受け、その際教科書等を紛失・消失したもの)	
日本育英会奨学金の緊急採用(日本育英会、各学校)	家計を支えている人が、火災・風水害等により家計が急変したため、緊急に奨学金が必要とみとめられるときの緊急採用	
日本育英会奨学金の返還猶予(日本育英会)	奨学金の貸与を受けた者が、火災、風水害等の災害にり災したときの返還猶予	
鳥取県育英奨学資金返還金の返還猶予(高等学校課)	奨学資金の貸与を受けた者が、火災、風水害等の災害にり災したときの返還猶予	

事業名 (担当課・連絡先)	事業内容	備考
鳥取県進学奨励資金の返還猶予 (同和教育課)	奨学金の貸与を受けた者が、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるときの返還猶予	
鳥取県進学奨励資金の年度中途申請の受理 (同和教育課)	災害等に基づく経済的理由により年度の中途において就学が困難となったとき、年度中途における奨学金の貸与の申請を受理する	
介護福祉士等修学資金の返還猶予(福祉保健課)	修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったときの返還猶予	
理学療法士及び作業療法士修学資金の返還猶予 (医務薬事課)	修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったときの返還猶予	
看護職員修学資金の返還猶予 (医務薬事課)	修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったときの返還猶予	
鳥取県西部地震文化財緊急助成 (文化課)	被災した国・県指定文化財について保存修理する事業に対して助成を行う。 ・国指定文化財 負担割合：国70～85% 県15～7.5% 市町村・所有者15～7.5% ・県指定文化財 負担割合：県1/2、市町村・所有者1/2	
平成12年鳥取県西部地震被害対策資金 (市町村振興課)	被害を受けた市町村が応急対策、災害救助、災害復旧等を実施するのに要する経費を無利息で貸し付け。 償還期間15年(据置5年)	
市町村資金貸付基金への繰出金(市町村振興課)	平成12年鳥取県西部地震被害対策資金の資金需要に対応する基金造成のため繰出を行う。	
市町村振興交付金 (市町村振興課)	地区公民館等の修繕、改築や井戸の修繕に要する経費を市町村が助成する場合に、その経費の1/2を助成する。	
緊急地域雇用特別交付金事業 (労働雇用課)	県又は市町村(補助事業)の民間企業等への委託事業に対する助成金 (委託した民間企業等が失業状態にある者を新規に雇用する場合)	
公営住宅建設への補助 (住宅環境課)	被災者の居住の安定を図るため、市町村が行う公営住宅整備事業に対し、県単独の嵩上げ補助を行う。 〈事業主体〉市町村 〈補助対象経費〉災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するために整備する公営住宅の建設費等 〈負担割合〉国1/2、県1/4、市町1/4 ※但し、災害公営住宅整備事業に該当した場合は、 国2/3、県1/6、市町1/6	

平成12年 鳥取県西部地震の記録

平成13年10月発行

編集・発行 鳥取県防災危機管理課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地
電話(0857)26-7111

印刷 (有)タクミコーポレーション
〒680-0911 鳥取市千代水1丁目85



古紙配合率100%再生紙を使用しています